

要 約

2017(平成 29) 年 4 月、社会福祉法の一部改正が行われ、社会福祉法人改革として次の項目が挙げられた。①経営組織のガバナンスの強化 ②事業運営の透明性の向上 ③財務規律の強化(適正かつ公正な支出監理・内部留保の明確化等)④地域における公益的な取り組みを実施する責務 ⑤所轄庁による指導監査の機能強化。以上 5 点である。

中でも④の「地域における公益的な取り組み」の実施が明文化され、社会福祉法人の責務として明確に位置付けられることとなった。しかしながら、「地域における公益的な取り組み」の実施は、以前から社会福祉法人の役割の中に存在していたはずである。

今回の改正で、わざわざそのことを明確にしなければならなかった背景には、社会福祉法人に対する社会の厳しい批判があった。多額の内部留保、イコールフットィング問題、一部の社会福祉法人による不正行為等それらの事実はマスコミによって社会に発信された。

世論の批判の矛先をかわすためには、社会福祉法人の存在意義を社会に知らしめる必要があった。「地域における公益的な取り組み」の義務化は、そういった国の思惑を含んでいる。だが、社会福祉法人の社会貢献事業は名誉挽回のための手段ではない。批判に対しての免罪符でもない。社会福祉法人の使命そのもの、存在意義そのものである。

私たちは実際に実践を通して、社会福祉法人が行う「地域における公益的な取り組み」が、地域福祉の向上にどのような影響を与えるのかを検証した。そこから導き出された結果をもとに、そこに有用性があることを発見し、社会福祉法人が行う「地域における公益的な取り組み」は、決して批判をかわす手段などではなく、当該法人の存在意味そのものであることを認識した。本稿では、そのプロセスをアクションリサーチの手法を使って試みたものである。

第 1 章では、問題の所在と研究の目的を、第 2 章では、社会福祉法人の公益的な取り組みについての概要を述べた。社会福祉法人のなりたちから現在までを確認し、批判に至った背景とともに社会福祉法人制度改革までの経緯を追った。

第 3 章では、全国の「地域における公益的な取り組み」の実践事例として、3 法人のケースを紹介した。

第 4 章は、実際に実践を行い、アクションリサーチを行ったものである。まず実践者である「社会福祉法人青雲会」の沿革を紹介し、実際の取り組みの目的と方法、そして具体的な内容を示した。取り組みとして、①障害児の野球チームを結成 ②地域行事への参画(盆踊りや楠北フェスタ等)③子育て支援事業 ④職能団体「子どもネット」の以上 4 事業の報告を行っている。次に実践地域の概要を、住民アンケートの結果をもとに、その地域特性も踏まえながら紹介を行った。

第 5 章では、保護者や子育て中の母親、地域住民等に、参加した感想や社会福祉法人に取組んでほしいこと等アンケートやインタビューを行った。その結果をもとに検証を行い、次の 4 点の有用性があることを発見した。

①地域の課題の発見から解決へのシステムを構築できる。 ②有事の際の緊急避難的な対応が可能となる。 ③地域に人財を供給できる。 ④人財育成の場となる。

このことから、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」は、地域福祉の向上に大きく寄与することができることが明らかとなった。